

# 令和 7 年度鳥取県食品衛生監視指導計画

鳥取県

## 目次

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| はじめに                                | 1  |
| 第1 基本的な方向                           | 1  |
| 1 趣旨                                |    |
| 2 期間                                |    |
| 第2 監視指導の実施体制等                       | 2  |
| 1 実施機関と主な役割                         |    |
| 2 試験研究機関等                           |    |
| 3 他自治体及び関係省庁との連携                    |    |
| 4 広域的な食中毒事案発生時の連携                   |    |
| 5 本県の関係部局(農林水産部局等)との連携              |    |
| 6 試験検査機関のGLP体制整備等                   |    |
| 第3 監視指導の内容                          | 5  |
| 1 監視指導の対象                           |    |
| 2 重点監視事項                            |    |
| 3 監視指導数及び食品等検査予定数等                  |    |
| 4 違反を発見した場合の対応                      |    |
| 5 食中毒等健康被害発生時の対応                    |    |
| 第4 食品等事業者による衛生管理等の確保                | 9  |
| 1 食品等事業者自らが実施する衛生管理の確保              |    |
| 2 HACCP に沿った衛生管理に取り組む事業者への支援        |    |
| 3 器具又は容器包装を製造する食品等事業者が自ら実施する衛生管理の確保 |    |
| 4 食品等事業者による適正表示の実施                  |    |
| 5 関係団体等への支援・協力                      |    |
| 第5 情報提供及び意見交換                       | 11 |
| 1 消費者との情報及び意見交換                     |    |
| 2 監視指導計画策定等に係る意見及び情報交換              |    |
| 3 監視指導計画の実施状況の公表                    |    |
| 第6 人材の育成及び資質の向上                     | 12 |
| 1 食品衛生監視員等に対する講習会等                  |    |
| 2 食品等事業者の衛生管理を担う者の養成                |    |
| 別表                                  | 13 |

## はじめに

食品の安全性の確保は、行政施策のみによるものではなく、食品関連事業者による供給する食品の安全性の確保、消費者によるその確保に関する知識の向上や各施策に対する意見の表明など、各自が積極的な役割を果たすことにより達成される。

本計画では、こうした役割分担を前提として、関係法令に基づき、食品等による健康被害防止、重点的な監視指導、検査体制の整備及び食品関連事業者による的確な衛生管理等を定め、食品の安全確保を図り、県民の健康を保護することを目的としている。

### 【関係法令】

- ・ 食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)
- ・ 食品表示法(平成 25 年法律第 70 号)
- ・ 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成 21 年法律第 26 号)(以下「米トレーサビリティ法」という。)
- ・ と畜場法(昭和 28 年法律第 114 号)
- ・ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成 2 年法律第 70 号)(以下「食鳥検査法」という。)
- ・ 不当景品類及び不当表示防止法(昭和 37 年法律第 134 号)(以下「景品表示法」という。)
- ・ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第 57 号)(以下「輸出促進法」という。)
- ・ 鳥取県食品衛生条例(平成 12 年鳥取県条例第 17 号)(以下「条例」という。)
- ・ 鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例(平成 16 年鳥取県条例第 7 号)(以下「ふぐ条例」という。)

## 第1 基本的な方向

### 1 趣 旨

鳥取県は、食品に起因する県民の健康被害の防止等を図るため、国が示す食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針(平成 15 年 8 月 29 日厚生労働省告示第 301 号)に基づいた監視指導に加え、適正な食品表示への対応を含めた令和 7 年度鳥取県食品衛生監視指導計画(以下「監視指導計画」という。)を策定する。

### 2 期 間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとし、年間の監視等のスケジュールは概ね別表 1 のとおりとする。

## 第2 監視指導の実施体制等

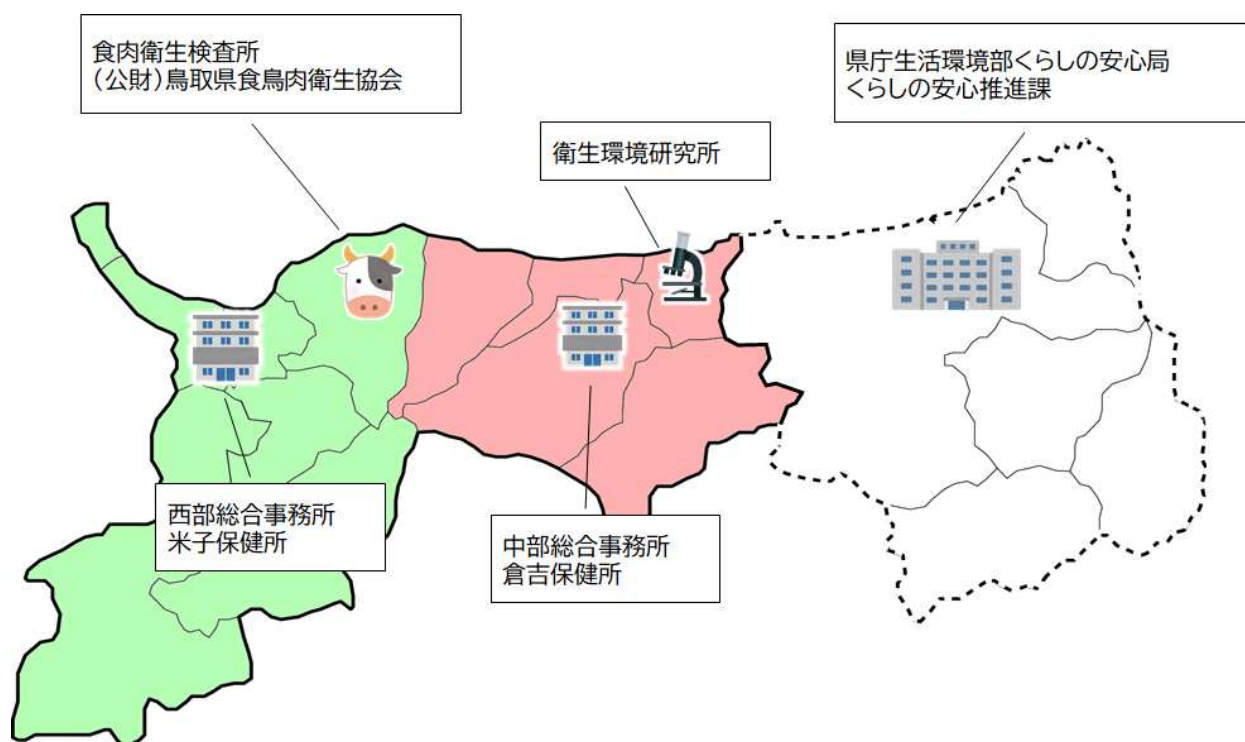


図1 監視指導等の実施機関

### 1 実施機関と主な役割

#### (1) 鳥取県における監視指導の実施体制

##### 食品衛生監視員等の配置

監視指導の実施機関には、次の職員を配置し、一元的な監視指導を実施する。監視指導の際には、タブレット端末を使用し、効率的で効果的な監視指導を行う。

- a. 食品衛生監視員
- b. 食品表示法による立入検査職員
- c. 米トレーサビリティ法による立入検査職員
- d. と畜検査員
- e. 食鳥検査法による立入検査職員
- f. 景品表示法による立入検査職員
- g. 輸出促進法による立入調査職員

#### (2) 各機関の役割分担

##### ア くらしの安心推進課における主な業務

- a. 監視指導計画及び鳥取県で実施する施策の策定及び公表
- b. 国、関係自治体及び県庁内関係部局との連絡調整
- c. 改正食品衛生法等に係る事業者への周知広報、継続的な支援
- d. 消費者への食品衛生に関する情報提供

##### イ 各総合事務所保健所における主な業務

- a. 食品衛生法に基づく営業の許認可業務

- b. 食品衛生法に基づく営業の届出受理業務
- c. 食品衛生法に基づく営業施設に対する衛生監視指導及び食品の収去
- d. 食品衛生法、食品表示法及び景品表示法に基づく食品表示の監視、指導
- e. 食中毒(疑い含む)に関する調査及び食中毒に関する情報提供
- f. 違反食品及び食品苦情に関する調査、指導
- g. HACCPに沿った衛生管理の導入・運用等に係る事業者への指導及び支援
- h. 業種見直しに伴う施設基準への対応等の指導及び助言
- i. ふぐ条例に関する業務
- j. 米トレーサビリティ法に基づく調査、指導
- k. 調理師法、製菓衛生師法に関する業務
- l. 食鳥検査法に基づく監視指導
- m. 輸出促進法に関する業務

※HACCP：Hazard Analysis and Critical Control Point（危害分析重要管理点）

国際的に推奨されている衛生管理手法。食品の製造・加工などの各工程で微生物汚染などの危害をあらかじめ分析し、その結果に基づいて管理方法を定め、これを継続的に監視・記録することにより製品の安全を確保する。

食品衛生法の改正に伴い令和2年6月1日よりHACCPに沿った衛生管理が施行され、令和3年6月1日から原則全ての食品事業者が「HACCPに基づく衛生管理」または「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」のいずれかを導入している。

## 2 試験研究機関等

### (1) 食肉衛生検査所における主な業務

- ア と畜検査の実施
- イ と畜場の施設基準、施設の衛生保持及び衛生措置の基準について確認
- ウ と畜場と併設する食肉処理施設の監視指導
- エ HACCPの継続的な実施等に係る事業者への指導
- オ 輸出促進法に関する業務
- カ 食鳥検査法に基づく外部検証に係る検査業務

### (2) 衛生環境研究所における主な業務

- ア 食中毒調査に関する検査
- イ 食品等の収去検査
- ウ 苦情食品に関する検査
- エ 残留農薬及び動物用医薬品検査

### (3) 公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会における主な業務

- ア 鳥取県が委任した食鳥検査
- イ 食鳥処理場での高病原性鳥インフルエンザ発生(疑)時における関係機関との連携
- ウ HACCPの指導等を行う関係機関との連携

## 3 他自治体及び関係省庁との連携

他の自治体及び国の機関との連携確保に関する事項

- (1) 広域流通食品等であって、違反食品及び不良食品等の流通に関して、国及び関係自治体との情報交換を図り、相互に連携することで効率的な監視指導を実施する。
- (2) 調査対象が他県にある場合、関係自治体との協力により迅速かつ効率的な調査を実施することで、被害の拡大を防止する。
- (3) 鳥取市と密に情報交換を図り、連携して効果的な監視指導を行う。
- (4) 中国地区の県及び市とは、定期的に会議等を開催するなど、相互に情報交換を図り連携体制を確保する。

〈 兵庫県及び中国地方の県・保健所を設置する市 〉

| 県及び市              | 所在地               | 連絡先          |
|-------------------|-------------------|--------------|
| 兵庫県保健医療部 生活衛生課    | 神戸市中央区下山手通 5-10-1 | 078-362-3257 |
| 島根県健康福祉部 薬事衛生課    | 松江市殿町 1           | 0852-22-6292 |
| 岡山県保健医療部 生活衛生課    | 岡山市北区内山下 2-4-6    | 086-226-7338 |
| 広島県健康福祉局 食品生活衛生課  | 広島市中区基町 10-52     | 082-513-3104 |
| 山口県環境生活部 生活衛生課    | 山口市滝町 1-1         | 083-933-2974 |
| 鳥取市保健所 生活安全課      | 鳥取市富安 2-138-4     | 0857-30-8552 |
| 松江市健康福祉部 保健衛生課    | 松江市東津田町 1741-3    | 0852-28-8285 |
| 岡山市保健福祉局 保健管理課    | 岡山市北区鹿田町 1-1-1    | 086-803-1276 |
| 倉敷市保健所 生活衛生課      | 倉敷市笹沖 170         | 086-434-9826 |
| 広島市健康福祉局保健部 食品保健課 | 広島市中区富士見町 11-27   | 082-241-7434 |
| 福山市保健所 生活衛生課      | 福山市三吉町南 2-11-22   | 084-928-1165 |
| 呉市保健所 生活衛生課       | 呉市和庄 1-2-13       | 0823-25-3536 |
| 下関市保健部 生活衛生課      | 下関市南部町 1-1        | 083-231-1936 |

#### 〈 国の機関 〉

| 機関の名称                       | 所在地                                    | 主な連携の内容                                           |
|-----------------------------|----------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 厚生労働省 健康・生活衛生局              | 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2<br>(TEL:03-5253-1111) | 食中毒事案に関する事項及び食品の規格基準等の指導に関する事項<br>輸入食品の安全性に関する事項等 |
| 消費者庁 食品衛生基準審査課              | 東京都千代田区霞が関 3-1-1<br>(TEL:03-3507-8800) | 食品衛生に関する規格・基準の策定                                  |
| 消費者庁 食品表示課、表示対策課            | 東京都千代田区霞が関 3-1-1<br>(TEL:03-3507-8800) | 食品表示に係る事項及び消費者保護の観点での情報共有に関する事項                   |
| 内閣府 食品安全委員会                 | 東京都港区赤坂 5-2-20<br>(TEL:03-6234-1166)   | 食の安全情報等、リスクコミュニケーションの開催等に関する事項                    |
| 中国四国厚生局 健康福祉部 食品衛生課         | 広島市中区鉄砲町 7-18<br>(TEL:082-223-8291)    | 農林水産物及び食品の輸出適合施設の認定・監視指導に関する事項等                   |
| 中国四国農政局 消費・安全部 米穀流通・食品表示監視課 | 岡山市北区下石井 1-4-1<br>(TEL:086-224-4511)   | 食品表示法及び米トレーサビリティ法に係る食品表示に関する事項及び情報共有に関する事項等       |
| 広島検疫所 境出張所<br>食品監視課・境分室     | 境港市昭和町 9-1<br>(TEL:0859-42-3517)       | 輸入食品に関する届出、相談等                                    |

## 4 広域的な食中毒事案発生時の連携

広域的な食中毒事案発生時の関係機関との連携確保に関する事項

- (1) 複数の都道府県等が関係する広域的な食中毒事案が発生した場合には、適切に原因調査、情報共有等の対応が行われるよう、広域連携協議会を通して関係機関と相互に連携を図る。
- (2) 広域連携協議会では、食中毒の原因調査及びその結果に関する必要な情報を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、食中毒患者等の広域にわたる発生又はその拡大を防止するために必要な対策について協議する。

## 5 本県の関係部局(農林水産部局等)との連携

- (1) 関係機関等と、農薬の使用等に関する違反情報など相互の情報交換を図る。
- (2) 野菜等の残留農薬が基準値未満検出された場合にも、関係機関を通じて生産農家等に情報提供

を行う。

- (3)動物用医薬品、飼料の適正使用について、生産農家等を指導する家畜保健衛生所に協力する。
- (4)衛生環境研究所の検査により、動物用医薬品が検出された場合又はと畜検査申請時の病歴及び投薬歴の確認の結果、不適正な事項が確認された場合は、家畜保健衛生所へ情報提供し生産農家等に対して指導する。
- (5)水産振興課及び漁協等との連携により、「イワガキのノロウイルス対策指針」及び「貝毒対策指針」に基づき、鳥取県産イワガキのノロウイルス及び貝毒による健康被害防止に努める。
- (6)水産振興局及び境港水産事務所等が行う衛生管理向上及び食の安全等に係る取組に協力する。
- (7)食品表示指導について、健康政策課と連携して調査等を行う。

## 6 試験検査機関の GLP 体制整備等

試験検査機関は、試験検査における検査結果の信頼性を確保するため、信頼性確保部門による内部点検の実施、外部精度管理への参加とともに、検査機器の保守点検、検査担当者の資質向上に努める。

### (1)農薬等に関する試験法の妥当性評価

衛生環境研究所では、食品中に残留する農薬等に関する試験法の妥当性評価ガイドラインに基づき、試験法の評価方法に関する業務管理規程等の所内文書を整備した上で、農薬及び動物用医薬品の試験法について妥当性評価を行う。

### (2)登録検査機関への指導・助言

登録検査機関に検査を委託する場合は、試験検査機関に対し委託契約に基づき、受託者としての業務の適正な管理を求め、標準作業書を確認するとともに精度管理の実施状況を確認する。

※GLP :Good Laboratory Practice(試験検査の業務管理)

## 第3 監視指導の内容

### 1 監視指導の対象

鳥取県内中西部域の下記を対象とする。

- (1)食品衛生法に基づく営業施設及び営業者等
- (2)食品衛生法、食品表示法及び景品表示法に基づく食品表示等
- (3)米トレーサビリティ法に基づく対象施設(販売店・飲食店等)
- (4)と畜場法に基づくと畜場及びその設置者等
- (5)食鳥検査法に基づく食鳥処理場及びその設置者等
- (6)輸出促進法に基づく認定施設等

### 2 重点監視事項

#### (1)重点的に監視指導を実施すべき事項

「HACCP に沿った衛生管理」の継続運用に関して、講習会、監視指導等により支援する。保健所により、既存事業者に対しては運用方法の周知・個別相談、新規事業者に対しては導入支援を行う。

#### ア HACCP に沿った衛生管理の指導

(ア)「HACCPに基づく衛生管理」に取り組む事業者(従業員50人以上、と畜場、大規模食鳥処理場等)  
HACCPの7原則12手順に基づき、対象事業者への情報提供及び運用状況の確認及び指導を行う。

(イ)「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」に取り組む事業者

厚生労働省が公表した手引書を用い、対象事業者への情報提供及び運用状況の確認及び指導を行う。

## イ 食中毒予防対策

令和5年及び令和6年(速報)の全国及び本県の食中毒の発生状況(図2及び表1)を考慮し、次の(ア)～(エ)の食中毒の予防対策を重点事項とする。

また、県内で開催される令和7年度全国高等学校総合体育大会に向けて、弁当製造施設や食品取扱施設の衛生指導を行う。

食中毒予防対策については、県の広報やホームページを通じて注意喚起し、リスクコミュニケーションや出前説明会等の機会を捉えて啓発を行うとともに、特に事業者に対してはHACCPに沿った衛生管理と併せて対策の徹底を指導する。

### (ア) 寄生虫による食中毒予防対策

事業者及び県民に対して、アニサキスやクダア等の寄生虫による食中毒の予防啓発を強化する。本県では寄生虫(アニサキス)による食中毒が多くを占めるため、刺身等の魚介類を販売又は提供する事業者に対して、魚介類の鮮度確認及びアニサキスの目視確認を徹底し、必要に応じて、冷凍や加熱を行うよう指導する。また、魚介類の販売場所にアニサキス食中毒予防の掲示を行う等、事業者からも消費者へ向けて注意喚起するよう指導する。消費者への予防啓発として、イベントの開催等を行う。

### (イ) 腸管出血性大腸菌、カンピロバクター対策

加熱不十分な食肉等の喫食が関与していることが多いことから、食肉を取り扱う施設での衛生的な取扱い、低温調理における適切な加熱条件及び「加熱用」等の表示の伝達等について監視指導・啓発を行う。

特に、鶏肉の不十分な加熱を原因とするカンピロバクター食中毒が全国的にも多発していることから、鶏肉の十分な加熱についても監視指導・啓発を行う。

併せて、生食用食肉取扱い施設に対しては、規格基準の遵守を指導する。また、消費者に対しては、食肉や内臓の生食は食中毒のリスクがあることを、県の広報やホームページを通じて注意喚起するとともに、リスクコミュニケーションや出前説明会等の機会を捉えて啓発を行う。

### (ウ) ノロウイルス対策

ノロウイルス食中毒は、主に感染した食品取扱者の手指を介して食品を汚染したことが原因となっている。飲食店等における正しい手洗い及び適切な消毒方法の徹底、調理従事者等の健康管理、十分な加熱等の食品の取扱いについて監視指導及び啓発を行う。また、トイレでの感染が食中毒を起こす原因となることもあり、トイレでの感染予防について注意喚起を行う。

### (エ) 自然毒食中毒予防対策

県民に対して、植物性自然毒(毒キノコ・じゃがいもに含まれるソラニン・スイセン等)や動物性自然毒(フグ毒・テトラミン等)の食中毒予防啓発を強化する。

未処理のふぐを取引きする際には適切な販売先であることの確認も含め、ふぐの取扱い及び販売について、従事者教育を徹底するよう営業者に対して指導する。

## ウ イベント時の食品取扱いの注意喚起

イベント時は、テント等の簡易な施設や屋外で飲食物の調理・提供が行われることが多く、食中毒の予防対策が重要であるため、イベントの主催者等に食品取扱いの衛生指導を行う。

## エ 食品表示

食品表示は、消費者の食品選択における情報源であることから、県内流通食品の表示の適正化を図るため、製造施設及び販売店へ立入検査し適正表示の指導を行う。

特に、特定原材料として新たに追加された「くるみ」のアレルゲン表示については、令和7年3月に経過措置期間が終了するため、アレルゲン表示を含めた食品表示について、製造業者及び販売業者に対して適正表示の指導を行う。

## (2) 業種別の重点監視事項

別表2、業種別の重点的監視事項を示す。

また、その他の製造、加工、調理、貯蔵及び販売等の施設に対しては、別表3の事項を確認するとともに、その遵守について徹底する。

### (3)一斉監視

国と協調して、食中毒のリスクが高くなる夏期と食品の流通量が多くなる年末に一斉監視を行う。実施に当たっては、食中毒発生防止のため大量調理施設への監視指導を重点的に行うとともに、表示の信頼性を確保するため流通食品の表示の監視指導を行う。

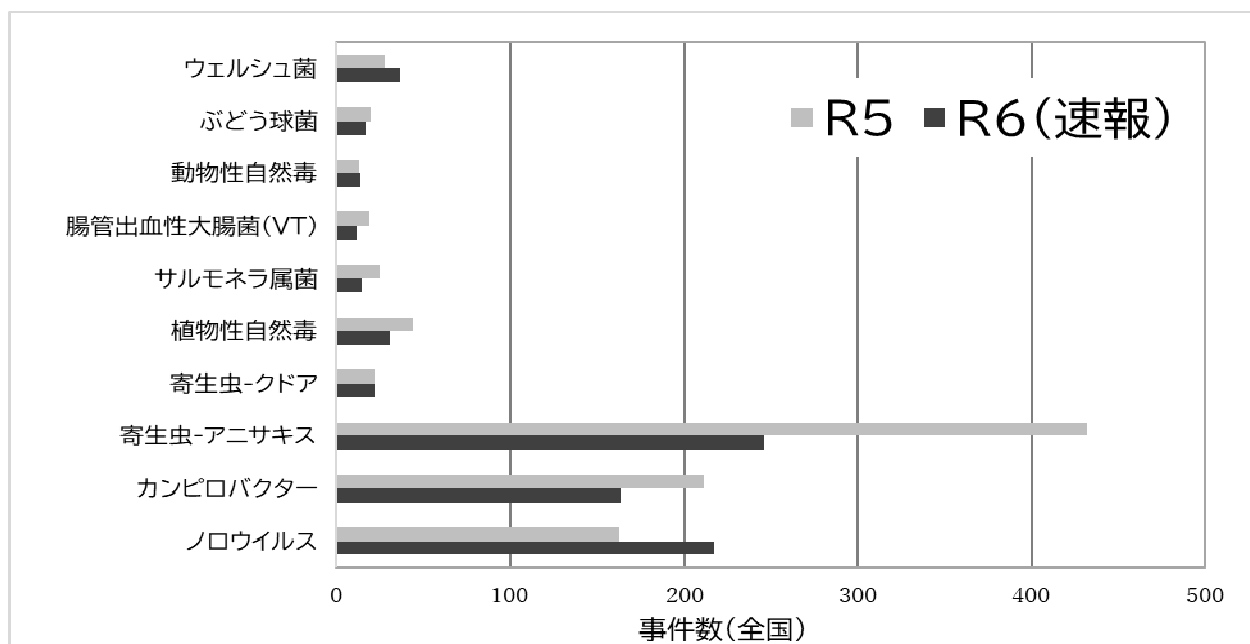


図2 全国病因物質別食中毒発生状況(事件数)

- ・令和6年(速報) 809件 患者数 11,558人
- ・令和5年 1,021件 患者数 11,803人

表1 鳥取県病因物質別食中毒発生状況

|            | R6   |       | R5     |        |
|------------|------|-------|--------|--------|
|            | 事件数  | 患者数   | 事件数    | 患者数    |
| 寄生虫(アニサキス) | 5(1) | 5(1)  | 11(7)  | 11(7)  |
| カンピロバクター   | 3(0) | 10(0) | 7(4)   | 25(11) |
| 植物性自然毒     | 1(1) | 7(7)  | 1(1)   | 2(2)   |
| 寄生虫(クドア)   | —    | —     | 1(0)   | 7(0)   |
| 不明         | —    | —     | 1(0)   | 7(0)   |
| 合 計        | 9(2) | 22(8) | 21(12) | 52(20) |

※( )の数値は東部圏域分(内数)

### 3 監視指導数及び食品等検査予定数等

#### (1) 重点的に監視指導を行う対象施設及び予定回数に関する事項

食品衛生法違反施設等、重点的に監視指導すべき施設に対する監視回数及び監視事項を定め立入検査を実施する。(別表2)

なお、食品営業施設等の監視にあたっては、別表3に掲げる事項を考慮し、別表4の立入検査計画に従い食品衛生監視票を用いて監視指導を行う。

#### (2) 食品等の収去検査等に関する事項

ア 次に示す事項を基本に、収去検査実施計画により実施する。(別表5)

(ア) 食品の安全性確保を目的に、県内流通食品について実施する。

(イ) 添加物検査について、次の事項について実施する。

a. 使用基準の適否

b. 指定外添加物の有無

c. 表示の適否の確認

d. 不適正使用で違反が多い食品を選択するとともに、検疫所や他県の検査で違反があった添加物又はその可能性が比較的高い添加物

(ウ) 食品の規格基準及び指導基準(旧衛生規範)への適否について実施する。

(エ) 食品中のアレルギー物質を検査することにより、表示の適否を確認する。

(オ) 基準の適否の確認を行うとともに、HACCP に沿った衛生管理の実施状況を検査により検証し、最終製品だけでなく製造工程も含め確認・指導する。

イ 残留農薬、水銀及び動物用医薬品検査については、食品汚染物質検査計画に基づき、次の事項について実施する。(別表6)

(ア) 違反事例の多い輸入農産物

(イ) 残留農薬の検査項目は、県内で使用されている農薬の出荷量を基に選定するとともに、国外で使用実績があり、国内使用が禁止されている農薬等についても実施する。動物用医薬品の検査項目は、使用実態に応じて選定する。

### 4 違反を発見した場合の対応

#### (1) 立入検査による違反発見時の対応

ア 違反を発見した場合は、その場において改善指導を行う。

イ 改善のための行政指導は、原則、書面によって行う。

ウ 法違反に係る食品等が現存する場合は、当該食品が販売の用に供され、又は営業上使用されないよう、回収、廃棄等の措置を速やかに講じさせる。

エ 違反による処分を行ったときは、違反の内容、営業者の氏名及び施設の名称等について公表する。

オ 悪質な違反については告発を行う。

#### (2) 収去検査により違反食品等を発見した場合の対応

ア 違反食品の製造施設が県管轄内にある場合

(ア) 製造施設に対する立入調査を実施し、製造、販売等の中止を指示するとともに、当該食品の回収、廃棄等の措置を速やかに講ずる。

(イ) 違反食品の流通が県管轄外に及ぶときは、くらしの安心推進課を通じ関係自治体へ情報提供し、必要に応じ回収等の措置を講ずるため協力を依頼する。

(ウ) 違反原因について調査を実施し、原因を究明することにより事業者に対し再発の防止措置を講じるよう指導する。

(エ) 違反による処分を行ったときは、違反の内容、営業者の氏名及び施設の名称等について公表する。

イ 違反食品の製造施設が、県管轄外にある場合

- (ア) 違反食品の販売又は使用等の自粛を要請するとともに、当該食品についての情報を収集する。
- (イ) 違反食品の調査結果に基づき、くらしの安心推進課を通じ関係自治体へ情報提供するとともに、製造施設への立入調査及び違反原因等について調査を依頼する。

### (3)その他

その他の個別の事案については、「鳥取県食の安全対応マニュアル」に基づき対応する。

## 5 食中毒等健康被害発生時の対応

- (1)食中毒等健康危機が発生した場合は、「食中毒処理要領」及び「食中毒調査マニュアル」(平成9年3月24日付厚生省生活衛生局長通知)並びに「鳥取県食の安全対応マニュアル」により、迅速かつ適切に調査を実施し、原因を究明するとともに、健康被害の拡大防止に努める。
- (2)食中毒細菌迅速検査法の活用  
衛生環境研究所において開発した迅速検査法を活用し、食中毒の原因究明に関する検査を行う。この検査法の活用により、主要な食中毒菌については結果判明までの時間を大幅に短縮することができ、食中毒の被害拡大防止を速やかに行うことができる。
- (3)食中毒等の調査は、関係機関及び必要に応じ他の自治体と連携、協力して実施する。広域的な食中毒事案発生時には、必要に応じ、広域連携協議会の開催を要請する。
- (4)機能性表示食品及び特定保健用食品を対象に、機能性表示食品の届出事業者及び特定保健用食品の許可を受けた事業者に対して、健康被害情報の届出が義務化されたことにより、健康被害情報を収集し、適切な対応を行う。また、いわゆる「健康食品」についても、国が定めた要領に基づき対応する。
- (5)営業の停止命令等行政処分を伴う食中毒事例については、営業者の氏名及び施設等について公表する。また、これ以外であっても、健康被害の拡大防止、再発防止のための正しい知識の普及啓発及び衛生管理の徹底を図る必要があると認められる場合は、必要な事項について公表する。
- (6)指定成分等を含む食品等を取り扱う営業者から、食品衛生法第8条第1項の規定に基づき当該食品等が人の健康に被害を生じさせるおそれがある旨等の情報の届出があった場合は、必要に応じて医師等と連携し、厚生労働大臣へ報告する。

## 第4 食品等事業者による衛生管理等の確保

### 1 食品等事業者自らが実施する衛生管理の確保

- (1)食品等事業者が適切にその責務が果たせるよう、HACCPに沿った衛生管理の導入・運用の指導、衛生講習会、情報提供等を実施し、衛生管理の的確な実施を図る。
- (2)食品等事業者の衛生管理を担う者の養成及び資質向上  
次に掲げる講習会等を開催し、食品関係営業施設における衛生管理を担当する者の養成及び資質の向上を図る。
  - ア 食品衛生推進員講習会
  - イ 食品衛生責任者講習会
  - ウ 認定生食用食肉取扱者講習会
  - エ と畜場の衛生管理責任者及び作業衛生責任者に対する研修会
  - オ 野生鳥獣肉の安全確保に関する従事者向け講習会

- (3)ふぐ取扱い及び営業について、ふぐの種類鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を確認するため、ふぐ処理師試験を実施するとともに、ふぐ条例に基づく規制の徹底を図る。  
また、ふぐの取扱い及び販売について、従事者教育を行うよう周知する。

## 2 HACCPに沿った衛生管理に取り組む事業者への支援

### (1)HACCPに沿った衛生管理に関する情報の提供

HACCP に沿った衛生管理の導入及び継続運用に関して、初任者向け及び中核を担う者向け講習会、動画配信、監視指導等により制度の周知及び運用支援を行う。

### (2)「HACCPに基づく衛生管理※」に取り組む事業者(大規模施設等)への導入支援及び運用支援

HACCPに基づく衛生管理が対象となる事業者に対し、各総合事務所保健所により手順書の作成や運用支援を行い、立入検査計画に従い継続運用の確認を行う。

### (3)「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理※」に取り組む事業者(中小規模施設、飲食店等)への導入支援及び運用支援

厚生労働省が公表した手引書を活用して、各総合事務所保健所が指導する。また、新規の営業者に対しては、各種講習会、動画及び個別指導により支援する。

研修会等の際に、県が作成した「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の動画を活用する。

さらに、HACCP 推進専門員による個別相談対応、各総合事務所保健所による監視時の確認により継続的に運用できるよう支援する。

### (4)「鳥取県HACCP適合施設」の認定支援

事業者からの申請に応じて、相談対応及び認定を行う。

※HACCPに基づく衛生管理

HACCP7原則12手順に基づき、食品等事業者自らが、使用する原材料や製造方法等に応じ、衛生管理計画を作成し、管理を行う。従事者50人以上の事業所、と畜場、食鳥処理場が対象。

※HACCPの考え方を取り入れた衛生管理

各業界団体が作成する手引書を参考に、簡略されたアプローチによる衛生管理を行う。従事者50人未満の事業所、飲食店営業等が対象。

※鳥取県HACCP適合施設認定制度

条例のHACCP認定基準(7原則12手順)に適合した施設をHACCP適合施設として認定する制度。認定施設はホームページ等で公表を行う。

## 3 器具又は容器包装を製造する食品等事業者が自ら実施する衛生管理の確保

器具又は容器包装を製造する食品等事業者が適切にその責務が果たせるよう、食品衛生法第52条第1項に基づく一般衛生管理及び製造管理基準に沿った衛生管理の実施、並びに管理に必要な情報の伝達について指導する。

## 4 食品等事業者による適正表示の実施

各総合事務所保健所に食品の表示相談窓口を設置し、食品営業者及び消費者等の相談に応じて、適正表示の実施を図る。

## 5 関係団体等への支援・協力

- (1)県は、一般社団法人鳥取県食品衛生協会と連携することにより食品衛生推進員及び食品衛生指導員による食品営業者への指導、助言及び食品衛生責任者の資質向上を通じて全ての食品等事業者へ衛生管理の的確な実施を図る。

ア 食品営業者への助言を行う食品衛生推進員に対する衛生講習会を開催する。

イ 食品衛生責任者講習会の開催を支援し、食品衛生法に定める一般衛生管理の基準の遵守及び食品衛生上必要な知識について周知を図る。

- (2)県内の市町村の協力により、広く食品等事業者に対し、食中毒予防への注意喚起を図る。

- ア 食中毒注意報発令時に、広報等で食品の取扱いについて注意喚起を行う。
- イ ふぐ及びキノコの食中毒など、特定の食中毒が多発する事例についても同様に広報等での注意喚起を行う。
- ウ 県内の魚介類の漁獲状況等を考慮し、時機をとらえたアニサキス食中毒予防の啓発を行う。

## 第5 情報提供及び意見交換

### 1 消費者との情報及び意見交換

#### (1)消費者との情報及び意見交換(リスクコミュニケーション)の実施

- ア 「鳥取県食の安全推進会議」及び消費者と食品事業者との懇談会等の開催により、リスクコミュニケーションの推進を図る。
- イ 消費者への情報提供、意見交換を行うため、地域ごとにリスクコミュニケーションを実施する。  
各分野の専門家を外部から講師として招き、消費者の興味・関心が深まるよう工夫し、セミナー、体験実習、工場見学等を行う。
- ウ ホームページ、SNS 等を利用し、食品衛生に係る情報の積極的な提供に努めるとともに、消費者からの意見を聞く。
- エ 消費者の衛生意識の向上及び知識普及を図るため、要請に応じて衛生講習会及び食品表示講習会等を実施するとともに、食品衛生月間等の時期を捉えて図書館での食中毒予防の展示、一日食品衛生相談室や消費者参加の食品の取扱施設の視察や意見交換会等を実施する。
- オ 子どもから大人を対象としたイベントを県内各地で開催し、楽しみながら学ぶ機会を提供し、食中毒予防対策の意識の醸成を図る。
- カ 各種リスクコミュニケーションについては、参集形式に限定せず、Webセミナーや動画配信等の手法を積極的に検討する。

#### (2)消費者への食品による被害発生防止のための情報提供

- ア パンフレット及びホームページ等により、特に家庭での食中毒発生防止のための普及啓発を図る。パンフレットは、県独自で作成し、食中毒の発生状況を考慮して、情報提供する必要性の高い内容について記載する。
- イ 食品苦情に係る消費者相談を実施する。
- ウ 夏場の食中毒が多く発生する時期(発令期間 6～9月)に合わせ、食中毒注意報を発令する。
- エ 全国及び県内の感染性胃腸炎患者届出数を参考に、県内でのノロウイルスを原因とする食中毒発生状況を勘案し、ノロウイルス食中毒の注意喚起を行う。
- オ 自然毒(じゃがいもに含まれるソラニン・毒キノコ・フグ毒等)、寄生虫(アニサキス・クダア等)による食中毒の発生を防止するため、ポスターやパンフレット及びホームページによる啓発を行う。  
また、アニサキス食中毒予防については、販売店等での事業者からの周知を行うよう依頼する。
- カ カンピロバクター等による食中毒予防のため、食肉調理における加熱条件について情報発信する。
- キ 高病原性鳥インフルエンザ等の感染症が発生した場合は、食の安全に関する情報を速やかに周知する。

### 2 監視指導計画策定等に係る意見及び情報交換

鳥取県食の安全推進会議を開催し、生産者から消費者までの食に関わる様々な立場の方から情報提供や意見交換をしていただき、その意見等を監視指導計画及び施策に反映させる。  
また、監視指導計画の策定に当たっては、パブリックコメント等を実施し、広く消費者からの意見を聴いた上で、計画の策定に反映させる。

### 3 監視指導計画の実施状況の公表

次の事項について、四半期毎にとりまとめ年度ごとにホームページで公表する。

- (1) 施設ごとの立入検査回数及びその結果
- (2) 収去検査した食品の種類別検体数及びその結果

## 第6 人材の育成及び資質の向上

### 1 食品衛生監視員等に対する講習会等

#### (1) 食品衛生監視員、と畜検査員等関係職員の資質向上

国が開催する研修会及び自治体が共同で開催する研修会等に積極的に参加し、監視指導及び検査に関する最新の技術及び知識の習得に努める。

- ア 対米・対EU輸出水産食品に係る監視員養成講習会(自治体主催)
- イ 国立保健医療科学院食肉衛生検査研修(厚生労働省主催)
- ウ 国立保健医療科学院食品衛生危機管理研修(厚生労働省主催)
- エ 国立保健医療科学院食品衛生監視指導研修(厚生労働省主催)
- オ 全国食肉及び食鳥肉衛生技術研修会(厚生労働省主催)
- カ 鳥取県食品衛生監視員研修会(鳥取県主催)
- キ 中国地区食品衛生監視員研究発表会(鳥取県等主催)
- ク 全国食品衛生監視員研究発表会(全国食品衛生監視員協議会主催)
- ケ 食中毒疫学研修会(岡山大学主催)
- コ HACCP指導者養成研修(厚生労働省主催)

#### (2) 試験検査実施機関の体制の整備に関する事項

ア 衛生環境研究所、食肉衛生検査所における各検査実施機関の役割分担を踏まえ、必要に応じた検査機器等の整備及び検査担当者の技術的向上を目的とした研修会等に積極的に参加し、検査体制の向上に努める。

イ 衛生環境研究所及び食肉衛生検査所での正確な検査を担保するため、「食品衛生検査施設における検査等の業務管理要領の改定について」(平成16年8月11日食推第244号鳥取県生活環境部長通知)に基づき精度管理を実施する。

### 2 食品等事業者の衛生管理を担う者の養成

- (1) 食品等事業に携わる関係者及び給食施設関係者に対し、衛生講習会等を実施する。
- (2) ふぐの種類鑑別や有毒部位の除去に関するふぐ処理師試験を実施する。
- (3) 食品衛生優良施設及び食品衛生功労者に対し、県知事表彰の授与を行う。
- (4) 県が実施する講習会、国が実施するセミナー等について、ウェブサイトによる情報提供や、総合事務所保健所を通じた情報提供を行う。

別表1 食品衛生監視指導等年間スケジュール

|         |          | 4月 | 5月        | 6月                                                                          | 7月 | 8月                                    | 9月          | 10月               | 11月 | 12月               | 1月              | 2月 | 3月   |
|---------|----------|----|-----------|-----------------------------------------------------------------------------|----|---------------------------------------|-------------|-------------------|-----|-------------------|-----------------|----|------|
| 食中毒予防対策 |          |    |           | ← 食中毒注意報発令期間 →                                                              |    |                                       |             |                   |     | ← ノロウイルス食中毒予防啓発 → |                 |    |      |
|         |          |    |           |                                                                             |    |                                       | 毒キノコ食中毒予防啓発 |                   |     |                   |                 |    |      |
|         |          |    |           | 食品衛生月間                                                                      |    |                                       |             |                   |     |                   |                 |    |      |
|         |          |    |           | 食品事業者に対する衛生講習会及び普及啓発<br>消費者とのリスクコミュニケーションの実施                                |    |                                       |             |                   |     |                   |                 |    |      |
|         |          |    |           | ふぐ・寄生虫食中毒予防啓発                                                               |    |                                       |             |                   |     |                   |                 |    |      |
|         |          |    |           |                                                                             |    |                                       |             | ← ノロウイルス食中毒対策強化 → |     |                   |                 |    |      |
|         |          |    | ← 食中毒対応 → |                                                                             |    |                                       |             |                   |     |                   |                 |    |      |
| 監視指導等   | 一斉       |    |           | 夏期一斉監視                                                                      |    |                                       |             |                   |     | 年末一斉監視            |                 |    |      |
|         | 重点       |    |           | 重点監視施設(食品衛生法違反施設、生食用食肉等取扱い施設、<br>広域流通食品製造施設、給食施設)の重点監視                      |    |                                       |             |                   |     |                   |                 |    |      |
|         | 通常       |    |           |                                                                             |    | 大量調理施設(旅館等)重点監視                       |             |                   |     |                   |                 |    |      |
|         | 収去       |    |           |                                                                             |    | ・許可更新施設の監視<br>・違反食品・食品苦情対応            |             |                   |     |                   |                 |    |      |
|         | 表示       |    |           |                                                                             |    | ・食品表示法に係る表示監視<br>・米トレーサビリティ法に係る巡回立入検査 |             |                   |     |                   |                 |    |      |
| 研修・会議等  |          |    |           | ★1                                                                          |    |                                       | ★2          | ★3                |     |                   |                 |    |      |
|         |          |    |           | ★1 鳥取県食品衛生監視員業務発表会(7月)<br>★2 中国地区食品衛生監視員業務発表会(9月)<br>★3 全国食品衛生監視員業務発表会(10月) |    |                                       |             |                   |     |                   |                 |    |      |
|         |          |    | ◎第1回      | 食の安全推進会議                                                                    |    |                                       |             |                   |     | ◎第2回              |                 |    | ◎第3回 |
|         | 各種研修会に参加 |    |           |                                                                             |    |                                       |             |                   |     |                   |                 |    |      |
|         |          |    |           |                                                                             |    |                                       |             |                   |     |                   | ふぐ<br>処理師<br>試験 |    |      |

別表2 業種別の重点監視事項

| 施設の区分                                                                 | 対象施設の要件                                                                                                                    | 監視回数 | 重点監視事項                                                                                                                                                |
|-----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 食品衛生法違反施設                                                           | 過去2年(R5～R6)のうち、食品衛生法違反により、処分や文書指導を受けたことのある施設(食中毒発生施設、食品衛生法第6条違反食品製造等であり、継続して監視指導が必要な施設)                                    | 3回/年 | ①改善事項の遵守の確認<br>②HACCPに沿った衛生管理の運用状況の確認                                                                                                                 |
|                                                                       | 食中毒原因施設のうち、寄生虫による食中毒の原因施設                                                                                                  | 1回/年 |                                                                                                                                                       |
| ② 大量調理施設                                                              | 弁当製造施設(概ね同一メニューを1回300食又は1日750食以上製造する施設)                                                                                    | 3回/年 | ①下処理及び原料からの二次汚染防止<br>②加熱食品の十分な加熱<br>③加熱後、冷まして喫食する食品の速やかな放冷<br>④手指等からの二次汚染防止<br>⑤調理器具等の洗浄消毒の徹底等<br>⑥従事者の健康管理<br>⑦異物混入防止対策の徹底<br>⑧HACCPに沿った衛生管理の運用状況の確認 |
|                                                                       | 弁当製造施設を除く、飲食店営業(従来一般食堂及び仕出屋・弁当屋としていた業種、旅館・ホテル)、そうざい製造業及び給食施設のうち、概ね同一メニューを1回300食又は1日750食以上提供し、事故が発生した場合、大規模食中毒につながる可能性がある施設 | 1回/年 |                                                                                                                                                       |
| ③ 生食用食肉等取扱い施設                                                         | 食品(牛肉)の特性から、腸管出血性大腸菌、カンピロバクターによる食中毒の発生を未然防止する必要性の高い施設                                                                      | 1回/年 | ①加工(調理)基準の遵守<br>②殺菌温度の確認と記録<br>③成分規格(細菌検査結果)の確認<br>④保存基準の遵守(温度管理)<br>⑤表示基準の遵守(掲示)<br>⑥認定生食用食肉取扱者の設置<br>⑦HACCPに沿った衛生管理の運用状況の確認                         |
| ④ 野生鳥獣肉処理施設                                                           | 食品の特性から、腸管出血性大腸菌、カンピロバクター、E型肝炎ウイルス等による食中毒の発生を未然防止する必要性の高い施設                                                                | 2回/年 | ①ガイドラインに基づく作業手順の遵守<br>②器具等の洗浄・殺菌及び管理状況<br>③原料及び製品の適正な温度での保管<br>④施設内の衛生管理状況<br>⑤HACCPに沿った衛生管理の運用状況の確認                                                  |
|                                                                       | 上記のうち季節営業等で稼働率が低い施設                                                                                                        | 1回/年 |                                                                                                                                                       |
| ⑤ 冷凍食品製造施設<br>⑥ 食肉製品製造施設<br>⑦ 清涼飲料水製造施設<br>⑧ 魚肉ねり製品製造施設<br>⑨ ゆでかき加工施設 | 食品の特性から、厳重な衛生管理が望まれる食品の製造施設(広域流通する食品の製造施設等)                                                                                | 2回/年 | ①製造基準の遵守<br>②殺菌温度の確認と記録<br>③添加物の適正使用<br>④原料及び製品の適正な温度での保管<br>⑤適正な表示の確認等<br>⑥期限表示の設定根拠の確認<br>⑦異物混入防止対策の徹底<br>⑧薬品類の適正な管理<br>⑨HACCPに沿った衛生管理の運用状況の確認      |
| ⑩ 卸売市場                                                                | 魚介類の競り売り営業及び食品卸売市場であって、一時に多量の食品が流通する施設                                                                                     | 2回/年 | ①温度管理状況<br>②場内の整理整頓状況<br>③適正な表示の確認等<br>④HACCPに沿った衛生管理の運用状況の確認                                                                                         |
| ⑪ 菓子製造施設                                                              | 広域流通する食品の製造施設                                                                                                              | 1回/年 | ①添加物の適正使用<br>②原料及び製品の適正な温度での保管<br>③適正な表示の確認等<br>④期限表示の設定根拠の確認<br>⑤異物混入防止対策の徹底<br>⑥薬品類の適正な管理<br>⑦HACCPに沿った衛生管理の運用状況の確認                                 |
| ⑫ 給食施設                                                                | 事故が発生した場合、子ども、老人等身体的弱者に重篤な影響を及ぼす可能性のある施設であり、1回50食を超える食事を提供する施設(学校、病院、社会福祉施設、保育園等であって、施設の区分1、2に該当するものを除く)                   | 1回/年 | ①大量調理施設衛生管理マニュアルに基づき、専用のチェックシートを用い重点的な監視指導を実施する。<br>②異物混入防止対策の徹底<br>③HACCPに沿った衛生管理の運用状況の確認                                                            |
| ⑬ と畜場                                                                 | と畜場                                                                                                                        | 1回/月 | ①作業手順の遵守<br>②特定危険部位等の取扱い確認<br>③器具等の洗浄及び管理状況<br>④BSE検査対象牛の分別管理状況<br>⑤HACCPに沿った衛生管理の運用状況の確認                                                             |
| ⑭ 食鳥処理場                                                               | 年間処理羽数が30万羽を超える施設                                                                                                          | 1回/年 | ①作業手順の遵守<br>②器具等の洗浄及び管理状況<br>③HACCPに沿った衛生管理の運用状況の確認                                                                                                   |
| ⑮ 卵選別包装施設<br>(GPセンター)                                                 | 鶏卵の選別、洗卵、包装を行う施設                                                                                                           | 1回/年 | ①食用不適卵の排除<br>②作業手順の遵守<br>③器具等の洗浄及び管理状況<br>④適正な表示の確認<br>⑤HACCPに沿った衛生管理の運用状況の確認                                                                         |
| ①～⑮までの施設に加え、各保健所等で施設ごとの直近の衛生管理の状況等も勘案し、重点的に監視指導すべき施設を定め実施できることとする。    |                                                                                                                            |      |                                                                                                                                                       |

## 別表3 製造、加工、調理、貯蔵及び販売等の施設における監視事項

### 1 一般的共通事項

食品衛生法施行規則別表第17及び別表第18で定める公衆衛生上必要な措置のほか、以下のとおり。

#### (1) HACCP に沿った衛生管理

##### ア HACCP に基づく衛生管理

(ア) HACCP7原則に基づき、衛生管理計画・HACCP プランを作成しているか。

(イ) 日々の記録が適切に行われているか。

(ウ) 定期的に見直しを行い、必要に応じて衛生管理計画を修正しているか。

(エ) HACCP プランの検証を行っているか。

##### イ HACCP の考え方を取り入れた衛生管理

(ア) 営業施設に合った適切な手引書を参考にしているか。

(イ) 衛生管理計画が作成されているか。

(ウ) 日々の記録が適切に行われているか。

(エ) 定期的に記録の振り返りを行い、必要に応じて衛生管理計画を見直ししているか。

#### (2) 衛生的な食品の取扱い

腐敗、変敗、有毒、不潔な食品の取扱いはないか。

#### (3) 添加物

ア 指定外の添加物の使用、販売はないか。

イ 既存添加物で使用禁止となったものの使用はないか。

ウ 使用基準に合った方法で使用されているか。

#### (4) 規格基準

規格基準に適合しない食品や器具等の使用、製造及び販売はないか。

#### (5) 表示

ア 食品衛生法及び食品表示法に定める表示の基準に適合しない食品等の販売はないか。

イ アレルギー物質を含む食品の表示は適正か。

ウ 偽装表示が行われていないか。

エ 期限設定の根拠が明らかにされているか。

#### (6) 食品の貯蔵

ア 食品の低温保管等、適切な温度管理が行われているか。

イ 保管庫内での相互汚染はないか。

ウ 期限切れの食品など適切に廃棄されているか。

#### (7) 生食用食肉等の取扱い

生食用食肉の成分規格、加工基準、保存基準、調理基準及び表示基準が守られているか。

#### (8) ふぐの取扱い

ア 条例に定めるふぐ取扱施設の基準が守られているか。

イ ふぐの処理は、ふぐ処理師が行うか、ふぐ処理師の立会いのもとに行われているか。

ウ ふぐ条例に基づく適正な取扱い及び除毒が適切に行われたことを確認できる記録の保存がされているか。

#### (9) その他

条例に定める施設基準が守られているか。

### 2 個別事項

#### (1) と畜場

と畜場法施行規則第3条(と畜場の衛生管理)及び第7条(と畜業者等の講ずべき衛生措置)のほか、以下のとおり。

ア 牛の特定危険部位は、確実に除去され、焼却処分されているか。

## (2) 食鳥処理場

食鳥検査法施行規則第4条(衛生管理等の基準)のほか、以下のとおり。

ア 認定小規模食鳥処理場における限度内処理羽数及び疾病等の確認規程が守られているか。

イ 鳥インフルエンザ発生時の対応措置が講じられているか。

## (3) 卵選別包装施設

ア 食用に不適な卵が確実に排除されているか。

イ 原料卵の洗浄が適切に行われているか。

## 3 食品群ごとの食品供給行程(フードチェーン)を通じた重点監視

| 食品群          | 生産                                                                                                                                                                                                      | 流通・加工                                                                                                                                                                                                                                                                             | 販売                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 野菜・果実・穀類等農産物 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬の使用基準遵守</li> <li>・ドリフト対策の徹底</li> <li>・出荷前検査の推進</li> </ul>                                                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・原材料の検収、記録の保存</li> <li>・異物混入対策の徹底</li> <li>・二次汚染防止</li> <li>・製造又は加工に係る記録の作成及び保存</li> <li>・生食用野菜、果実等の洗浄及び必要に応じた殺菌の徹底</li> </ul>                                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・原材料の検収、記録の保存</li> <li>・二次汚染防止の徹底</li> <li>・有毒植物等の鑑別と排除</li> </ul>                                                                                                                                                             |
| 食肉・食鳥肉       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・獣畜・食鳥体表の清潔保持</li> <li>・動物用医薬品及び飼料添加物の適正使用</li> <li>・病歴投薬歴に関する情報の確認・伝達</li> <li>・病畜搬入時の獣医師による診断書の提出</li> <li>・衛生的な解体処理</li> <li>・受け入れた野生鳥獣肉等の異常の有無の確認</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・原材料の検収、記録の保存</li> <li>・食肉取扱い時の二次汚染防止の徹底</li> <li>・加熱殺菌温度の確認及び記録の励行</li> <li>・原材料及び製品の適切な温度での保管</li> <li>・添加物の適正使用</li> <li>・野生鳥獣肉処理施設で解体された野生鳥獣肉の使用</li> </ul>                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・原材料の検収、記録の保存</li> <li>・二次汚染防止の徹底</li> <li>・加熱調理食品の十分な加熱</li> <li>・適正な表示の確認</li> <li>・野生鳥獣肉処理施設で解体された野生鳥獣肉の販売</li> </ul>                                                                                                       |
| 魚介類          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市場での衛生的な取扱い</li> <li>・施氷の徹底</li> <li>・異物混入の防止</li> <li>・イワガキのノロウイルス及び貝毒の保有状況検査の実施</li> </ul>                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・原材料の検収、記録の保存</li> <li>・生食用鮮魚介類の衛生管理の徹底</li> <li>・加熱温度の確認</li> <li>・二次汚染防止の徹底(加工済み食品と原材料の交差を防ぐ)</li> <li>・飛沫汚染防止の徹底</li> <li>・清浄海水等の使用</li> <li>・ふぐの取扱い等に関する条例に基づく適正な取扱い</li> <li>・赤バイ等の有毒部位の適切な除去</li> <li>・製造又は加工に係る記録の作成及び保存</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・原材料の検収、記録の保存</li> <li>・適正な温度管理の徹底</li> <li>・二次汚染防止の徹底</li> <li>・生食用魚介類の調理後の速やかな提供</li> <li>・加熱調理食品の十分な加熱</li> <li>・ふぐの取扱い等に関する条例に基づく適正な取扱い</li> <li>・生食用かきの加工者等の情報を記録及び保管</li> <li>・赤バイ等の有毒部位の適切な除去、又は消費者への情報提供の実施</li> </ul> |
| 乳・乳製品        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・動物用医薬品及び飼料の適正使用</li> </ul>                                                                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・原材料の検収、記録の保存</li> <li>・殺菌の温度及び時間の確認</li> <li>・適正な保管温度</li> <li>・製造工程中の細菌汚染防止</li> </ul>                                                                                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・原材料の検収、記録の保存</li> <li>・適正な温度管理</li> </ul>                                                                                                                                                                                     |
| 食鳥卵          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・動物用医薬品及び飼料の適正使用</li> </ul>                                                                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・原材料の検収、記録の保存</li> <li>・食用不適卵の排除</li> <li>・洗浄用水の適切な管理</li> <li>・適正な保管温度</li> </ul>                                                                                                                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・原材料の検収、記録の保存</li> <li>・食用不適卵の排除</li> <li>・適正な保管温度</li> <li>・適正な表示の確認</li> </ul>                                                                                                                                               |

別表4 令和7年度食品営業施設等への立ち入り検査計画

| ランク | 目標回数    | 業種                                                                                                                                                                                            | 理由                                                                    | 許可施設 | 届出施設 | 対象施設数 | 目標回数  |
|-----|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|------|------|-------|-------|
| A   | 3回以上／年  | (重点監視対象施設)<br>・大量調理施設(弁当製造施設)<br>・食衛法違反施設<br>・と畜場                                                                                                                                             | ・大量調理施設は、事故が発生した場合、大規模食中毒につながる可能性があるため。<br>・違反施設、と畜場は、継続した監視が必要であるため。 | 12   | 0    | 12    | 36回以上 |
| B   | 2回／年    | (重点監視対象施設)<br>・野生鳥獣肉処理施設<br>・冷凍食品製造施設<br>・食肉製品製造施設<br>・清涼飲料水製造施設<br>・魚肉練製品製造施設<br>・ゆでかき加工施設<br>・卸売市場                                                                                          | ・食品の特性から厳重な衛生管理が望まれるため。<br>・卸売市場は、一時に多量の食品が流通するため。                    | 48   | 3    | 51    | 102   |
| C   | 1回／年    | (重点監視対象施設)<br>・食衛法違反施設(寄生虫による食中毒の原因施設)<br>・大量調理施設(弁当製造施設を除く)<br>・生食用食肉取扱い施設<br>・野生鳥獣肉処理施設(季節営業等で稼働率が低い施設)<br>・菓子製造施設(広域流通する食品の製造施設)<br>・給食施設(学校、病院、社会福祉施設、保育園等)<br>・食鳥処理場<br>・卵選別包装施設(GPセンター) | ・食中毒の発生を未然防止する必要性の高い施設や、広域流通する食品の製造施設であるため。                           | 150  | 119  | 269   | 269   |
|     |         | (重点監視対象施設を除く以下の施設)<br>・給食施設<br>・飲食店営業<br>・製造業等<br>・認定小規模食鳥処理場                                                                                                                                 | ・定期的な監視が必要であるため。                                                      | 3414 | 89   | 3503  | 3503  |
| D   | 1回／2年   | ・食肉販売業(処理室を有する営業施設)<br>・魚介類販売業(処理室を有する営業施設)                                                                                                                                                   | ・処理室を有する施設であり、定期的な監視が必要であるため。                                         | 252  | 0    | 252   | 126   |
| その他 | 1回／5～6年 | ・飲食店営業(社交飲食、露店営業、簡易調理店、その他)及び実演販売による調理行為<br>・自動販売機<br>・自動車による移動営業                                                                                                                             | ・調理から喫食までの時間が比較的短く、調理も簡単で危険度が低い施設や食品のため。                              | 1456 | 0    | 1456  | 243   |
| その他 | 適宜      | ・届出対象施設                                                                                                                                                                                       |                                                                       | -    | 2319 | 2319  | 適宜    |

別表5 令和7年度食品収去検査実施計画

| 品目                       | 検査項目                                                                   | 検体数 | 中部   |     | 西部   |     | 備考       |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------------|-----|------|-----|------|-----|----------|
|                          |                                                                        |     | 収去回数 | 検体数 | 収去回数 | 検体数 |          |
| 魚肉ねり製品                   | 規格基準(大腸菌群)                                                             | 12  | 2    | 10  | 1    | 2   |          |
|                          | 保存料(ソルビン酸)、甘味料(サッカリンナトリウム)                                             |     |      |     |      |     |          |
| 冷凍食品                     | 規格基準(細菌数、大腸菌群、E.coli、腸炎ビブリオ最確数)                                        | 35  | 2    | 8   | 7    | 27  |          |
|                          | 無加熱摂取冷凍食品 成分規格(細菌数、大腸菌群)                                               |     |      |     |      |     |          |
|                          | 加熱後摂取冷凍食品で凍結前加熱 成分規格(細菌数、大腸菌群)                                         |     |      |     |      |     |          |
|                          | 加熱後摂取冷凍食品で凍結前未加熱 成分規格(細菌数、E.coli)                                      |     |      |     |      |     |          |
|                          | 生食用冷凍鮮魚介類 成分規格(細菌数、大腸菌群、腸炎ビブリオ最確数)                                     |     |      |     |      |     |          |
| アイスクリーム類                 | 規格基準(乳固形分、乳脂肪分、細菌数、大腸菌群)                                               | 6   | 1    | 4   | 1    | 2   |          |
| 氷菓                       | 成分規格(細菌数、大腸菌群)                                                         | 3   | 1    | 3   | 0    | 0   |          |
| 生食用鮮魚介類                  | 規格基準(腸炎ビブリオ最確数)                                                        | 16  | 2    | 8   | 2    | 8   |          |
| ゆでがに                     | 規格基準(腸炎ビブリオ、細菌数、大腸菌群)                                                  | 8   | 0    | 0   | 4    | 8   |          |
|                          | ゆでがに 成分規格(腸炎ビブリオ)                                                      |     |      |     |      |     |          |
|                          | 冷凍ゆでがにで加熱後摂取 成分規格(細菌数、大腸菌群)                                            |     |      |     |      |     |          |
|                          | 冷凍ゆでがにで無加熱摂取 成分規格(細菌数、大腸菌群、腸炎ビブリオ)                                     |     |      |     |      |     |          |
| 清涼飲料水                    |                                                                        |     |      |     |      |     |          |
|                          | その他の清涼飲料水 成分規格(混濁、沈殿物、ひ素、鉛、ｽｽﾞ(*1)、大腸菌群)                               | 3   |      | 1   |      | 2   |          |
|                          | ミネラルウォーター類(殺菌・除菌有) 成分規格(別紙のとおり)                                        | 5   | 1    | 1   | 2    | 4   |          |
| 容器包装詰加圧加熱殺菌食品            | 成分規格(細菌試験、恒温試験)                                                        | 6   | 1    | 1   | 1    | 5   | 隔年実施(R7) |
| 冰雪                       | 成分規格(大腸菌群、細菌数)                                                         | 3   | 1    | 1   | 1    | 2   | 隔年実施(R7) |
| そうざい(給食)                 | 給食(細菌数、大腸菌、黄色ブドウ球菌)                                                    | 45  | 5    | 20  | 7    | 25  |          |
| そうざい(弁当)                 | 弁当(細菌数、大腸菌、黄色ブドウ球菌)                                                    | 42  | 4    | 18  | 6    | 24  |          |
| 洋生菓子                     | 洋生菓子(生菌数、大腸菌群、黄色ブドウ球菌)                                                 | 32  | 4    | 12  | 5    | 20  |          |
| 着色料を含む食品(*2)             | 着色料(タール色素)                                                             | 7   | 1    | 3   | 1    | 4   |          |
| 醤油                       | 保存料(安息香酸、パラオキシ安息香酸エステル類)                                               | 7   | 2    | 4   | 2    | 3   |          |
|                          | 甘味料(サッカリンナトリウム)                                                        |     |      |     |      |     |          |
| 酢・ソース・調味料等               | 保存料(ソルビン酸、パラオキシ安息香酸エステル類)                                              |     |      |     |      |     | 隔年実施(R8) |
| 即席めん                     | 成分規格(酸化油脂(酸価、過酸化物質))                                                   |     |      |     |      |     | 隔年実施(R8) |
| 生餡豆類                     | 成分規格(シアン化合物)                                                           |     |      |     |      |     | 隔年実施(R8) |
| 発酵乳・乳飲料・乳                | 発酵乳:成分規格(乳酸菌数、大腸菌群、無脂乳固形分)                                             |     |      |     |      |     | 隔年実施(R8) |
|                          | 乳飲料:成分規格(細菌数、大腸菌群)                                                     |     |      |     |      |     | 隔年実施(R8) |
|                          | 殺菌山羊乳:成分規格(無脂脂肪固形分、乳脂肪分、比重、酸度、細菌数、大腸菌群)                                |     |      |     |      |     | 隔年実施(R8) |
| 漬物                       | 浅漬以外:保存料(ソルビン酸)、甘味料(サッカリンナトリウム、アセスルファムK)                               | 4   | 1    | 2   | 1    | 2   | 隔年実施(R7) |
|                          | 浅漬:腸炎ビブリオ、大腸菌                                                          | 4   | 1    | 2   | 1    | 2   |          |
| 食肉製品                     | 成分規格(E.coli、黄色ブドウ球菌、サルモネラ、クロストリジウム、大腸菌群)                               | 4   | 1    | 2   | 1    | 2   |          |
|                          | 成分規格(亜硝酸根)、保存料(ソルビン酸)                                                  |     |      |     |      |     |          |
| 魚介類加工品                   | 保存料(ソルビン酸)                                                             | 2   | 1    | 1   | 1    | 1   | 隔年実施(R7) |
| 果実酒                      | 酸化防止剤(二酸化硫黄)                                                           | 3   | 1    | 2   | 1    | 1   | 隔年実施(R7) |
| 容器・包装(合成樹脂製)             | 一般規格(溶出試験:重金属、過マンガン酸カリウム消費量)、個別規格(溶出試験:蒸発残留物、フェノール、ホルムアルデヒド)           | 6   | 1    | 3   | 1    | 3   |          |
|                          | ポリエチレン(PE)及びポリプロピレン(PP)製 一般規格(溶出試験:重金属、過マンガン酸カリウム消費量)、個別規格(溶出試験:蒸発残留物) |     |      |     |      |     |          |
|                          | ポリスチレン(PS)製 //                                                         |     |      |     |      |     |          |
|                          | ポリ塩化ビニル(PVC)製 //                                                       |     |      |     |      |     |          |
|                          | メラミン樹脂製 一般規格(溶出試験:重金属)、個別規格(溶出試験:蒸発残留物、フェノール、ホルムアルデヒド)                 |     |      |     |      |     |          |
| アレルギー物質を含む食品(*3)         | アレルギー検査                                                                | 8   | 2    | 4   | 2    | 4   |          |
|                          | 卵、乳、落花生、そば、小麦、えび、かに、くるみ                                                |     |      |     |      |     |          |
| 指定外添加物(*4)<br>(衛環研で検査実施) | 指定外添加物                                                                 | 15  | 2    | 6   | 3    | 9   |          |
|                          | (サイクラン酸、アズルビン酸、キノリンイエロー、パラベン、V、TBHQ)                                   |     |      |     |      |     |          |
| 合計                       |                                                                        | 276 | 37   | 116 | 51   | 160 |          |
|                          | ◆R6収去参考                                                                | 268 | 33   | 112 | 49   | 156 |          |

\*1:清涼飲料水の検査項目「ｽｽﾞ」については、金属製容器の場合にのみ行う。

\*2:菓子、漬物、食肉製品等を検査品目とし、着色料(タール色素)を含む可能性があるもの。

\*3:アレルギー表示が必要な特定原材料を含む可能性のある食品(菓子、そうざい等)で、アレルギー表示のないものを検査品目とする。

\*4:輸入された菓子、乾燥果実、調味料等を検査品目とする。

(注意)必要に応じて、県内に流通する県外製造品を収去する。

## 別表6 令和7年度食品汚染物質検査計画

### 1 残留農薬

| 区 分     | 検体数 | 中部 | 西部 | 搬入月 | 備 考         |
|---------|-----|----|----|-----|-------------|
| らっきょう   | 1   | 1  | 0  | 5月  |             |
| たまねぎ    | 2   | 0  | 2  | 6月  |             |
| すいか     | 5   | 3  | 2  | 7月  |             |
| 二十世紀梨   | 3   | 2  | 1  | 8月  |             |
| その他の梨   | 3   | 2  | 1  |     |             |
| 輸入野菜・果実 | 3   | 0  | 3  | 9月  | 品目・原産国を調整する |
| 玄米      | 4   | 2  | 2  | 10月 |             |
| キャベツ    | 2   | 2  | 0  | 11月 |             |
| ほうれん草   | 2   | 2  | 0  | 11月 |             |
| ながいも    | 5   | 5  | 0  | 12月 |             |
| ブロッコリー  | 5   | 2  | 3  | 12月 |             |
| はくさい    | 2   | 0  | 2  | 1月  |             |
| だいこん(根) | 1   | 1  | 0  | 1月  |             |
| ねぎ      | 5   | 2  | 3  | 2月  |             |
| 合 計     | 43  | 24 | 19 |     |             |

\* 輸入野菜・果実除き、県内産のものを収去する。

### 2 水銀

| 区 分  | 検体数 | 中部 | 西部 | 搬入月 | 備 考 |
|------|-----|----|----|-----|-----|
| 鮮魚介類 | 6   | 3  | 3  | 5月  |     |
| 鮮魚介類 | 6   | 0  | 6  | 11月 |     |
| 合 計  | 12  | 3  | 9  |     |     |

\* 検査は登録検査機関に委託する。

### 3 動物用医薬品

| 区 分  | 検体数 | 中部 | 西部 | 食 検 | 搬入月 | 備 考                                             |
|------|-----|----|----|-----|-----|-------------------------------------------------|
| 食肉・卵 | 6   |    |    | 牛6  | 6月  | 牛・豚:<br>筋肉(横隔膜または頸筋)及び内臓(腎臓)<br>鶏肉:筋肉<br>鶏卵:殻つき |
|      | 6   |    |    | 豚6  | 8月  |                                                 |
|      | 1   | 卵1 |    |     | 9月  |                                                 |
|      | 6   | 鶏2 | 鶏4 |     | 5月  |                                                 |
|      | 6   |    |    | 牛6  | 1月  |                                                 |
|      | 6   |    |    | 豚6  | 2月  |                                                 |
| はちみつ | 3   | 1  | 2  |     | 7月  |                                                 |
| 合 計  | 34  | 4  | 6  | 24  |     |                                                 |